



株式会社イトーヨーカ堂
(特定事業者)
(食品、衣料品及び住居関連商品の小売事業者)

本件納入業者から仕入れる商品の単価を**本体価格**で定める。



本件駐車場運営者との間で駐車場利用料単価を**税込価格**で定める。



※違反行為※

① 減額

本件納入業者に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた本件商品の仕入代金（本体価格＋消費税8%）について、消費税率引上げ分の全部に相当する額（3%）を減じて支払った（例1）。

(例1)

税25円 本体価格 500円 (税別)	⇒	税40円 本体価格 500円 (税別)	⇒	減額15円 支払金額 525円	↑ 税率8% ↑ 税率5%
3月までの代金		4月からの代金		実際の支払	

② 買ったとき

本件駐車場運営者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに駐車場の利用料を定めて支払った（例2）。

(例2)

税込利用料 200円 (本体190円)	⇒	税込利用料 200円 (本体185円)
消費税5%		消費税8%
本体価格		本体価格
3月までの利用料		4月からの利用料

本件納入業者
本件駐車場運営者
(特定供給事業者 約150名)



※勧告の内容※

- 商品の対価について、減じた額を速やかに本件納入業者に支払うこと
- 駐車場の利用料について、平成26年4月1日に遡って速やかに、消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件駐車場運営者に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと など



消費税転嫁されてイルカ
ルカちゃん